

○御殿場市空家等対策協議会設置条例

平成30年3月1日

条例第3号

(設置)

第1条 空家等対策の推進に関する特別措置法（平成26年法律第127号。以下「法」という。）第6条に規定する空家等対策計画の作成及び変更並びに実施に関する協議を行うため、同法第7条第1項の規定に基づき、御殿場市空家等対策協議会（以下「協議会」という。）を置く。

(所掌事務)

第2条 協議会は、次に掲げる事項を調査し、及び審議する。

- (1) 空家等対策計画の作成及び変更に関すること。
- (2) 法第2条第1項に規定する空家等が同条第2項に規定する特定空家等に該当するか否かの判断に関すること。
- (3) 法第14条に規定する特定空家等に対する措置の実施に関すること。

(組織)

第3条 協議会は、委員15人以内で組織する。

- 2 委員は、市長のほか、次に掲げる者のうちから、市長が委嘱する。
  - (1) 地域住民
  - (2) 法務、不動産、建築、福祉、文化等に関し知識と経験を有する者
  - (3) 市議会議員
  - (4) 関係行政機関の職員
  - (5) 前各号に掲げる者のほか、市長が必要と認める者

(任期)

第4条 委員の任期は、2年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

- 2 委員が前条第2項第3号又は第4号の職を離れたときは、同時にその委員の職を失う。
- 3 委員は、再任されることができる。

(守秘義務)

第5条 協議会の委員は、職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も、同様とする。

(会長及び副会長)

第6条 協議会に、会長及び副会長1人を置く。

- 2 会長は、市長をもって充て、会務を総理し、協議会を代表する。

3 副会長は、委員の互選により定め、会長を補佐し、会長に事故あるとき、又は欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第7条 協議会は、会長が招集し、会議の議長となる。

2 会議は、委員の過半数が出席しなければ、開くことができない。

3 会議の議事は、出席した委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

4 会議は、議により公開しないことができる。

5 協議会は、必要があると認めるときは、関係者の出席を求め、意見若しくは説明を聴き、又は資料の提出を求めることができる。

(庶務)

第8条 協議会の庶務は、市長の定める部課において処理する。

(委任)

第9条 この条例に定めるもののほか、必要な事項は、協議会が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成30年4月1日から施行する。

(御殿場市教育委員会の委員等に対する報酬の支給及び費用弁償条例の一部改正)

2 御殿場市教育委員会の委員等に対する報酬の支給及び費用弁償条例（昭和31年御殿場市条例第29号）の一部を次のように改正する。

別表中「

建築審議会委員	日額 6,700
---------	----------

」を「

建築審議会委員	日額 6,700
空家等対策協議会委員	日額 6,700

」に改める。